

議案第17号

佐野市医療費助成に関する条例の改正について

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア(キ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第8号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るひとり親家庭医療費の助成について適用し、同日前までに受けた保険給付に係るひとり親家庭医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第17号参考資料

佐野市医療費助成に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) ひとり親家庭の親と子 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの及びその対象児童</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) ひとり親家庭の親と子 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの及びその対象児童</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた者</p> <p>イ・ウ (略)</p>